

許可申請書

(河川法第24条)

(河川法第26条)

(河川法第27条)

(河川法第55条)

申請部数

- ・ 占用（24条申請）を伴うものは**3部**
* 市町村からの申請については2部
- ・ 占用（24条申請）伴わないものは**2部**

郡山土木事務所 管理課

TEL 0743-51-0205

※詳しくは担当者にお問い合わせ下さい。

参照：河川法第24・26・27・55条

河川法施行令第15条の4

河川法施行規則第12・15・16条

奈良県河川管理規則第10条、第11条 他

河川法に基づく許可申請の内容

24条（土地の占用）様式乙の2

橋梁（仮設橋を含む）、橋梁添架・埋設管（ガス管、上下水道管）、排水管、道路、堤防道路への進入路、電柱、上空電線 等

*河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。

26条（工作物の新築・改築・除去）様式乙の4

橋梁（仮設橋を含む）、橋梁添架・埋設管（ガス管、上下水道管）、排水管、道路、堤防道路への進入路、電柱、上空電線 等

27条（土地の形状変更・竹木の栽植または伐採）様式乙の5

土地の掘削、盛土、切土、竹木の栽植、伐採 等

55条（河川保全区域における行為の制限）様式乙の5

下記の区域内で行われる、

- ①土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ②工作物の新築又は改築

以下に掲げる区間について保全区域を設定

- ・富雄川（左右各岸 有堤部13m・無堤部18mの堤内地）

*上記数字については、河川区域からの距離です。基準となる河川区域がどこまでかについては管理課管理係でご相談ください。但し、河川敷との境界が確定されている場合は、基本的に官民境界線からの距離（河川区域線＝官民境界線）と考えて下さい。

申請書記入要領

1. 許可申請書（共通） 様式第8（甲）

申請者・申請代理人の住所、氏名（フリガナ）、連絡先（電話番号）を記載する。

*申請者が法人である場合は、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2. 24条申請 様式乙の2

①河川の名称

河川名と左・右岸の別を記載する。（上流から下流を向いて右側が右岸、左側が左岸）

②占用の目的及び態様

目的については、

住宅への進入路として使用するため、宅地内雨水及び雑排水を放流するため等、具体的に記載。

態様については、

使用方法の概要を記載。

③占用の場所

大字、番地まで記載（～番地先）する。場合によっては既存の構造物との位置関係で特定する。

（～橋上流～m 等）

④占有面積・数量

橋梁については橋長と幅員及び面積

進入路等については面積を記載。

管類については、巻立て部分等を含めた総外径と管径（ ϕ ）及び延長

例) $W=0.65\text{m}$ ($\phi=300\text{mm}$) $L=3.8\text{m}$

その他の占有物件については担当者にご相談下さい。

⑤占用の期間

占有したい期間を記載する。（原則として10年以内）

*河川区域内であっても、河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地は除きます。（本申請の対象外）

*許可を受けた事項の変更の許可の申請については、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

3. 26条申請 様式乙の4

①（新築・改築・除却）のうち該当するものを○で囲む。

②河川の名称

河川名と左・右岸の別を記載する。（上流から下流を向いて右側が右岸、左側が左岸）

③目的

住宅への進入路として使用するため、宅地内雨水及び雑排水を放流するため等、具体的に記載する。

④場所

大字、番地まで記載（～番地先）する。場合によっては既存の構造物との位置関係で特定する。
（～橋上流～m等）

⑤工作物の名称又は種類

橋梁、進入路、排水管、ガス管、電柱、上空電線 等

⑥工作物の構造又は能力

概要を記載。詳細については図面で明らかにして下さい。

⑦工事の実施方法

使用する重機や機械の種類・数、土石等の搬出入の方法、工法、工程、作業ヤード、仮設物等に関して、概要を記載。詳細については図面で明らかにして下さい。

⑧工期

予定されている工期で、許可後に必要な日数、または月数を記載する。

あるいは、希望の工事開始日と終了日を記載する。

*申請内容により、出水期（6月から10月まで）は工事できない場合があります。

⑨占有面積・数量

橋梁については橋長と幅員、進入路等については面積を記載。

管類については、巻立て部分等を含めた総外径と管径（φ）及び延長

例）W=0.65m（φ=300mm） L=3.8m

*その他の工作物については担当者にご相談ください。

⑩占用の期間 占有したい期間を記載する。（原則として10年以内）

*河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地の工作物の新築、改築又は除却にあつては、⑨及び⑩については記載しないこと。

*許可を受けた事項の変更の許可の申請については、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

4. 27条（土地の形状変更、竹木の栽植、竹木の伐採）様式乙の5

①（土地の形状変更・竹木の栽植・竹木の伐採）のうち該当するものを○で囲む。

②河川の名称

河川名と左・右岸の別を記載する。（上流から下流を向いて右側が右岸、左側が左岸）

③行為の目的

具体的に記載する。

④行為の場所及び行為に係る土地の面積

大字、番地まで記載（～番地先）する。場合によっては既存の構造物との位置関係で特定する。
（～橋上流～m 等）

⑤行為の内容

土地の形状変更については、掘削、盛土、切土その他行為の種類及び掘削または切土の深さ、盛土の高さ、その面積、量等を記載。

竹木の栽植又は伐採については、竹木の種類及び数量を記載する。

⑥行為の方法

機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載する。

行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。

⑦行為の期間

予定されている工期で、許可後に必要な日数、または月数を記載する。

あるいは、希望の工事開始日と終了日を記載する。

*申請内容により、出水期（6月から10月まで）は工事できない場合があります。

*許可を受けた事項の変更の許可の申請については、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

5. 55条（河川保全区域における行為の制限） 様式乙の4, 乙の5

①（土地の形状変更・工作物の新築又は改築）のうち該当するものを○で囲む

②河川の名称

河川名と左・右岸の別を記載する。（上流から下流を向いて右側が右岸、左側が左岸）

③目的

専用住宅新築、店舗改築等、分譲宅地造成工事など具体的に記載する。

④場所

大字、番地まで記載（～番地先）する。場合によっては既存の構造物との位置関係で特定する。

（～橋上流～m 等）

⑤行為の内容と面積・数量

i) 形状変更行為

土地の形状変更については、掘削、盛土、切土その他行為の種類及び掘削または切土の深さ、盛土の高さ、その面積、量等を記載。

ii) 工作物の名称又は種類、その構造又は能力等

建築物の種類（専用住宅、事務所、倉庫、店舗、事務所兼住宅など）や構造（木造2階建て・鉄筋コンクリート造3階建て・鉄骨造2階建てなど）とそれらの面積・数量を具体的に記載。

⑥工事の実施方法

使用する重機や機械の種類・数、土石等の搬出入の方法、工法、工程等に関して、概要を記載。詳細については図面で明らかにして下さい。

⑦工期

予定されている工期で、許可後に必要な日数、または月数を記載する。

あるいは、希望の工事開始日と終了日を記載する。

必要添付書類

1. 位置図

縮尺 1/25,000 程度の地図と、住宅地図等の写しに申請場所を着色して下さい。

2. 実測平面図

- 申請場所付近及び河川の形状を確認できること。
- 計画図面が、現況と対比できるものであること。
- 申請地の土地利用計画、事業内容等がわかるものであること。
- 官民境界線等が着色されていること。
- 申請対象の物件や行為の内容・範囲・数量が明らかであること。

3. 実測断面図

河川に対しての断面図を作成して下さい。→その他、実測平面図の場合と同じ。

4. 詳細図（設計図・構造図など）

- *申請対象の物件や行為の内容や数量の詳細がわかる図面。場合により、
- 排水管については、流量計算書等も添付
 - 橋梁、添架物件、擁壁等については、構造計算書等も添付

5. 面積計算書及び丈量図

申請対象物件の丈量図（但し、管類、電柱等については不要）

6. 境界確定書の写し

対象物全体が明らかに河川区域内であるなど、不要な場合も有り

7. 申請地の登記簿謄本 法務局備え付け

申請人と登記簿謄本上の所有者が違う場合は、その関係がわかる書類も添付

8. 法務局備え付けの地図（いわゆる公図）の写し

- 申請地を着色して明示して下さい。
- 河川・堤・里道・水路等も原図どおり着色して下さい。
- 転写者名・転写年月日・法務局名を記載して下さい。

9. 現況写真（複数方向撮影）

10. 他の行政庁の許認可等の処分を受けることが必要な場合に、その処分を受けていることを示す書面、又は受ける見込みに関する書面

11. その他担当者が要求する参考図書。